

判定区分Ⅳの構造物リスト

資料⑥

○判定区分Ⅳの施設は、前回（H18）点検時の状況から通行止にしていた橋梁であるが、今回、損傷の進行の確認のため点検を実施したもの。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋 梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
高岡市	ムメイバシ 無名橋938	矢部小伊勢領線	不明	主桁の鉄筋露出

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区 分		状 態
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態